



高齢者・障害者の方へ

火災警報器設置を補助します

住宅火災によって亡くなる方の数は、年々多くなっています。平成15年には初めて全国で千人を超え、平成18年では、千400人以上の方が住宅火災で亡くなりました。亡くなった方のうち、

就寝中の高齢者の方や身体の不自由な方が、逃げ遅れてしまうというケースが特に目立っています。もともと早く火災の発生を知ることができたら助かっていた人も多かったと言われています。

そこで、住宅火災による犠牲者を少しでも減らすために消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅は、昨年の6月1日からすでに設置が義務化されており、既存住宅でも、平成20年5月31日までに火災報知機を取り付けなければいけません。

浦郡市では、ひとり暮らしの高齢者や障害者の方々が防

火の面で安心して暮らせるように、火災警報器の設置費用を補助しています。まだ火災警報器を取り付けていない方は、ぜひ、この補助制度をご活用ください。

詳しくは、長寿課または福祉課へお問い合わせください。



【注意】
火災警報器購入後および設置後には申請できません。必ず購入・設置前に申請をしてください。



	高 齢 者	障 害 者
対 象 者	65歳以上のひとり暮らしもしくははねたきり高齢者のいる世帯	障害等級2級以上で火災発生の感知および避難が困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
設置場所	寝室(ただし、条件によって階段、廊下も可)	
補助限度	1世帯2台、合計15,500円まで	1台につき15,500円、1世帯2台まで
利 用 者 担 負	所得に応じて利用者負担あり	補助額の1割 ※ただし、所得に応じて負担の上限額があります。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具給付申請書 火災警報器費用の見積書 身体障害者手帳(障害者の方のみ) 	
申 請 先	長寿課	福祉課